

○厚生労働省告示第四百十八号

薬事法（昭和三十五年法律第四百十五号）第四十九条第一項の規定に基づき、薬事法第四十九条第一項の規定に基づき厚生労働大臣の指定する医薬品（平成十七年厚生労働省告示第二十四号）の一部を次のように改正する。

平成二十四年六月二十九日

厚生労働大臣 小宮山洋子

- (907) 第八号中 (932) を (937) とし、 (903) から (931) までを (908) から (936) までとし、 (902) を (906) とし、その次に次のように加える。
- (907) ルビプロストン
- (788) 第八号中 (901) を (905) とし、 (785) から (900) までを (789) から (904) までとし、 (784) を (787) とし、その次に次のように加える。
- (788) ホルモテロール。ただし、内用剤を除く。
- (480) 第八号中 (783) を (786) とし、 (478) から (782) までを (481) から (785) までとし、 (477) を (479) とし、その次に次のように加える。
- (480) テネリグリプチン
- (80) 第八号中 (476) を (478) とし、 (79) から (475) までを (81) から (477) までとし、 (78) を (79) とし、その次に次のように加える。
- (80) イグラチモド
- (2) 第八号中 (77) を (78) とし、 (2) から (76) までを (3) から (77) までとし、 (1) の次に次のように加える。
- (2) アキシチニブ